高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年９月30日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで）	埼玉県桶川市大字加納から埼玉県桶川市大字加納まで 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで	新設工事	平成25年10月１日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで）	茨城県稲敷市沼田から茨城県稲敷市沼田まで 茨城県稲敷市沼田から茨城県稲敷市沼田まで 茨城県稲敷市椎塚から茨城県稲敷市椎塚まで 茨城県稲敷市清水から茨城県稲敷市清水まで 茨城県稲敷市清水から茨城県稲敷市清水まで 茨城県稲敷市清水から茨城県稲敷市清水まで 千葉県香取郡神崎町大字松崎から千葉県香取郡神崎町大字松崎まで	新設工事	平成25年10月１日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成25年阪神高速公告第24号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成25年10月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成25年９月30日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

記Ⅰ〔１〕４⑮⑥イａ中「施設」を「方法に従い、又は施設」に改め、同イｂ中「、環境ロードプライシング」の次に「、ＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引」を加え、同ｂ(a)の表を次のように改める。

	路外ＰＳ		
上限料金	○	上限料金	
新神戸	○	○	新神戸
環境ＲＰ	○	○	○	環境ＲＰ				
会社間	○	○	×	×	会社間			
西線内々	○	○	○	×	×	西線内々		
前納	○	○	○	○	○	○	前納	
マイレージ	○	○	○	○	○	○	×	マイレージ
大口・多頻度	○	○	○	○	○	○	×	×	大口・多頻度

記Ⅰ〔１〕４⑮⑥イｂ(a)注書中「は環境ロードプライシング」の次に「、「会社間」はＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引」を加え、同ｂ(b)の表中

「新神戸トンネル連続利用割引」を

「新神戸トンネル連続利用割引又はＮＥＸＣＯ・本四との乗継割引」に

改め、同イｃ中「５月24日」を「10月１日」に、「平成25年９月30日」を「平成26年３月31日」に改め、同イｄの表中

「

兵庫県道高速湾岸線　南芦屋浜	兵庫県道高速湾岸線　西宮浜
兵庫県道高速湾岸線　西宮浜	兵庫県道高速湾岸線　南芦屋浜

」を

「

大阪府道高速大阪池田線　豊中南（環状線方面へ進行する出口）	大阪府道高速大阪池田線　豊中南（環状線方面へ進行する入口）
兵庫県道高速神戸西宮線　湊川（大阪方面へ進行する出口）	兵庫県道高速神戸西宮線　湊川（大阪方面へ進行する入口）
兵庫県道高速神戸西宮線　湊川（月見山方面へ進行する出口）	兵庫県道高速神戸西宮線　湊川（月見山方面へ進行する入口）
兵庫県道高速神戸西宮線　湊川（大阪方面へ進行する出口）	兵庫県道高速神戸西宮線　若宮
兵庫県道高速神戸西宮線　若宮	兵庫県道高速神戸西宮線　湊川（月見山方面へ進行する入口）

」に

改める。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成25年第８号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成25年９月30日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　三原　修二

記

2⑶タ(イ)③中「平成25年９月30日（月）」を「平成26年３月31日（月）」に改める。